

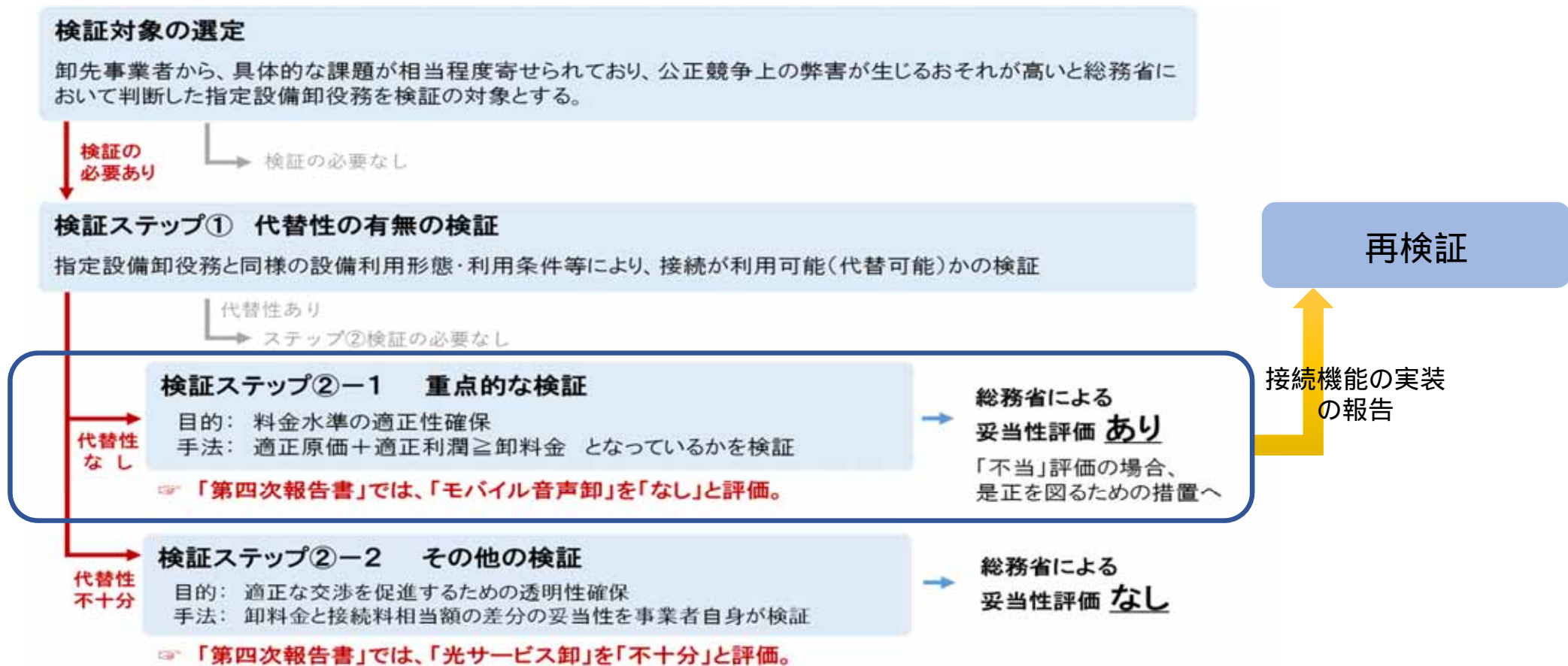
「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」 に基づく代替性検証(モバイル音声卸)

令和3年2月24日

事 務 局

- 本研究会での議論を踏まえ、昨年9月25日に総務省が公表した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証について、モバイル音声卸が検証の対象である旨の通知を同年10月27日にNTTドコモ、KDDI及びソフトバンク宛に発出した。
- モバイル音声卸については、「接続との代替性なし」として重点的な検証の対象となっているところ、先月18日にMVNO委員会から提出された「要望書」において音声卸料金の一層の低減の求めがあったことや、今月16日にKDDI及びソフトバンクから、同月17日にNTTドコモから、それぞれプレフィックス自動付与に係る接続機能の実装の報告があったことから、再度代替性の検証(ステップ1)を実施した。

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証スキームの概要



※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

具体的な検証方法 (卸検証GL)	検証に使用した データ	検証結果(案)
<p>a) <u>卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モバイル音声卸/接続で用いられる設備利用形態 ・モバイル音声卸/接続で用いられる設備の利用条件 ・接続の当事者 	<ul style="list-style-type: none"> ・代替手段となる接続機能として<u>プレフィックス自動付与機能を実装している。</u> ・<u>接続の設備利用形態は、NTTドコモのIMSと接続の相手方の音声交換機と接続することになるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については、接続と卸で課金単位が同様の構成(基本料金+従量料金)となり、MVNOがMNOと直接接続協定を結ぶこととなる等、モバイル音声卸に用いられるMNO設備の利用について一定程度の同等性が確保されていると考えられる。</u> ・なお、モバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態としては、例えばIMS接続が挙げられる。
<p>b) <u>卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・接続で提供する役務の範囲 ・接続に付随する卸役務で提供する役務の範囲及びその卸料金 	<ul style="list-style-type: none"> ・接続では緊急通報等がMVNOにより実質的に提供されないため、<u>接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、接続に付随する卸役務として提供する緊急通報等について、コストベースで提供することとしており、実質的に接続でモバイル音声卸の役務と同様の役務を提供することは可能となっている。</u>
<p>c) <u>指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・接続料金 ・モバイル音声卸料金及び提供条件 ・モバイル音声卸と接続で料金が異なる場合、その差分で回収するコスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・モバイル音声卸料金※は、基本料 、通話料 となっている。(以前は基本料666円、通話料14円/30秒。) ・この料金は、<u>接続料金に、受付、契約締結・維持等卸の運営コスト、MVNOに対する支援等コスト、卸を支えるシステム等基盤的仕組みに要するコスト、卸独自の資本コスト及び利益などモバイル音声卸の提供に必要な費目を合理的な範囲で加えたものであり、コストとの連動が認められる。</u> ・上記のことから、<u>モバイル音声卸の料金は、接続料金と比較して実質的に選択し得る料金水準であり、接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与するものと評価できると考えられる。</u> <p style="text-align: right;">今後行う値下げの想定額</p>

検証ポイント(案)

- ・上記のことから、モバイル音声卸のプレフィックス自動付与機能による代替性はあると認められるかどうか。
- ・a)の評価を踏まえ、MVNOからプレフィックス自動付与機能以外の接続形態の請求がある場合、真摯に協議に応じる必要があるのではないか。
- ・また、接続機能が実装されたばかりであることを踏まえ、接続料と卸料金の関係等について継続的に注視し、再度検証を行う必要があるのではないか。

具体的な検証方法 (卸検証GL)	検証に使用した データ	検証結果(案)
<p>a) <u>卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モバイル音声卸/接続で用いられる設備利用形態 ・モバイル音声卸/接続で用いられる設備の利用条件 ・接続の当事者 	<ul style="list-style-type: none"> ・代替手段となる接続機能として<u>プレフィックス自動付与機能を実装している。</u> ・<u>接続の設備利用形態は、KDDIのIMSと接続の相手方の音声交換機と接続することになるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については、接続と卸で課金単位が同様の構成(基本料金+従量料金)となり、MVNOがMNOと直接接続協定を結ぶこととなる等、モバイル音声卸に用いられるMNO設備の利用について一定程度の同等性が確保されていると考えられる。</u> ・なお、モバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態としては、例えばIMS接続が挙げられる。
<p>b) <u>卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・接続で提供する役務の範囲 ・接続に付随する卸役務で提供する役務の範囲及びその卸料金 	<ul style="list-style-type: none"> ・接続では緊急通報等がMVNOにより実質的に提供されないため、<u>接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、接続に付随する卸役務として提供する緊急通報等について、コストベースで提供することとしており、実質的に接続でモバイル音声卸の役務と同様の役務を提供することは可能となっている。</u>
<p>c) <u>指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・接続料金 ・モバイル音声卸料金及び提供条件 ・モバイル音声卸と接続で料金が異なる場合、その差分で回収するコスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・モバイル音声卸料金※は、基本料 、通話料 となっている。(以前は基本料 、通話料 。) ・この料金は、<u>接続料金に、卸役務の提案、申込受付、契約締結等にかかる営業費、事業運営に必要な利益などモバイル音声卸の提供に必要な費目を合理的な範囲で加えたもの</u>であり、コストとの連動が認められる。 ・上記のことから、<u>モバイル音声卸の料金は、接続料金と比較して実質的に選択し得る料金水準であり、接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与するものと評価できると考えられる。</u> <p style="text-align: right;">今後行う値下げの想定額</p>

検証ポイント(案)

- ・上記のことから、モバイル音声卸のプレフィックス自動付与機能による代替性はあると認められるかどうか。
- ・a)の評価を踏まえ、MVNOからプレフィックス自動付与機能以外の接続形態の請求がある場合、真摯に協議に応じる必要があるのではないか。
- ・また、接続機能が実装されたばかりであることを踏まえ、接続料と卸料金の関係等について継続的に注視し、再度検証を行う必要があるのではないか。

モバイル音声卸に係る代替性再検証(案)【ソフトバンク】

具体的な検証方法 (卸検証GL)	検証に使用した データ	検証結果(案)
<p>a) <u>卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モバイル音声卸/接続で用いられる設備利用形態 ・モバイル音声卸/接続で用いられる設備の利用条件 ・接続の当事者 	<ul style="list-style-type: none"> ・代替手段となる接続機能としてプレフィックス自動付与機能を実装している。 ・<u>接続の設備利用形態は、ソフトバンクのIMSと接続の相手方の音声交換機と接続することになるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については、接続と卸で課金単位が同様の構成(基本料金+従量料金)となり、MVNOがMNOと直接接続協定を結ぶこととなる等、モバイル音声卸に用いられるMNO設備の利用について一定程度の同等性が確保されていると考えられる。</u> ・なお、モバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態としては、例えばIMS接続が挙げられる。
<p>b) <u>卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・接続で提供する役務の範囲 ・接続に付随する卸役務で提供する役務の範囲及びその卸料金 	<ul style="list-style-type: none"> ・接続では緊急通報等がMVNOにより実質的に提供されないため、<u>接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、接続に付随する卸役務として提供する緊急通報等について、コストベースで提供することとしており、実質的に接続でモバイル音声卸の役務と同様の役務を提供することは可能となっている。</u>
<p>c) <u>指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・接続料金 ・モバイル音声卸料金及び提供条件 ・モバイル音声卸と接続で料金が異なる場合、その差分で回収するコスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・モバイル音声卸料金※は、基本料 []、通話料 [] となっている。(以前は基本料 []、通話料 []。) ・この料金は、<u>接続料金に、モバイル音声卸の提供に必要な人件費・賃料・光熱費等(広告宣伝費、代理店手数料除く)の営業費、システム費用等の設備費やサービス提供上必要となる範囲での利潤などモバイル音声卸の提供に必要な費目を合理的な範囲で加えたものであり、コストとの連動が認められる。</u> ・上記のことから、<u>モバイル音声卸の料金は、接続料金と比較して実質的に選択し得る料金水準であり、接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与するものと評価できると考えられる。</u> <p style="text-align: right;">今後行う値下げの想定額</p>

検証ポイント(案)

- ・上記のことから、モバイル音声卸のプレフィックス自動付与機能による代替性はあると認められるかどうか。
- ・a)の評価を踏まえ、MVNOからプレフィックス自動付与機能以外の接続形態の請求がある場合、真摯に協議に応じる必要があるのではないか。
- ・また、接続機能が実装されたばかりであることを踏まえ、接続料と卸料金の関係等について継続的に注視し、再度検証を行う必要があるのではないか。

2. 検証の実施方法

(2) 検証方法

ステップ1: 接続による代替性の検証

ア 具体的な検証方法

接続による代替性の検証は、卸先事業者からみた指定設備卸役務の接続による代替性という観点で検証するものとし、以下の点を総合的に評価する。

- a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。
- b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。
- c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。
- d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。

3. その他

本検証については、当面の間、少なくとも年に1回は実施するものとし、指定事業者や卸先事業者等に加え、有識者から意見を聴取する機会を設け、その意見を踏まえた上で、検証結果を取りまとめるものとする。なお、過去の検証において、接続による代替性があると評価された指定設備卸役務について、適正性に関する具体的な課題が相当数寄せられた場合には、過去の検証時点との状況の変化を確認した上で、状況の変化が認められる場合には、改めて検証を実施するものとする。

また、接続による代替性がないと評価された指定設備卸役務について、検証後に指定事業者による代替性向上に関する取組が行われ、改めて検証した結果、接続による代替性があると認められた場合には、総務省において、その状態が継続しているか、公正競争上の弊害が生じていないかを一定期間確認する。